

一般名処方について

当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取組みを実施しております。そのため、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、医薬品の成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。

*「一般名処方」とは、お薬の「商品名」ではなく「有効成分」を処方せんに記載することです。現在、医薬品の供給が不安定な状況が全国的に続いており、「一般名処方」とすることで供給不足のお薬であっても、有効成分が同じ複数のお薬が選択できるため、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。不明な点等ございましたら、職員までお声がけ下さい。

長期収載に係る選定療養について

令和6年10月から、後発医薬品（ジェネリック医薬品）のある一部の先発医薬品（長期収載品）について、患者様が先発医薬品を希望した場合、通常の自己負担分とは別に選定療養として「特別の料金」をお支払いいただく仕組みが導入されました。

詳細はこちらの厚生労働省サイトをご覧ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html